

旭医大達第6号

旭川医科大学国際交流推進センター規程を次のように定める。

令和5年1月17日

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学国際交流推進センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則(平成16年旭医大達第148号)第24条の9第2項の規定に基づき、旭川医科大学国際交流推進センター(以下「センター」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、旭川医科大学における教育・研究、技術協力等の国際交流を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる事項の調査、企画、実施、評価等に関する業務を行う。

- (1) 海外学術機関との協定等に関すること。
- (2) 外国人研究者、学生等の受入れに関すること。
- (3) 教職員及び学生等の海外派遣に関すること。
- (4) その他学術国際交流の推進に係る教育・研究・医療、技術協力等の企画・立案に関すること。

(組織)

第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) センター専任の教員
- (3) 教育センター長
- (4) 事務局企画調整役
- (5) 研究支援課長
- (6) 学生支援課長
- (7) その他学長が指名する者

2 センターにセンター長を置き、センター長は、前項第1号に規定する者をもって充て、センターの業務を掌理する。

3 第1項第7号の者は、学長が委嘱する。

(国際交流推進センター会議)

第5条 センターに、センターの業務を円滑に進めるため、国際交流推進センター会議(以下「センター会議」という。)を置く。

2 センター会議は、センターの構成員をもって組織する。ただし、センター長が必要と認めるときは、センター会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

- 3 センター長は、センター会議を召集し、その議長となる。
- 4 センター会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
(庶務)

第6条 センターの庶務は、関係各課の協力を得て、国際企画室において処理する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 旭川医科大学国際交流推進室規程(平成18年旭医大達第16号)、旭川医科大学病院国際医療支援センター規程(令和元年旭医大達第87号)及び旭川医科大学病院国際医療支援センター運営委員会規程(令和元年旭医大達第88号)は廃止する。

【制定理由】

国際交流推進センターについて必要な事項を定め、もって本学における教育・研究及び技術協力等の国際交流を推進する体制の強化を図るものである。